

令和7年度第3回飯塚市上下水道事業経営審議会

令和8年1月23日（金）

14時～

穂波庁舎2階 202会議室

会 議 次 第

1 開会

2 企業管理者挨拶

3 議事

(1) 飯塚市水道事業の経営戦略及び料金体系の見直しについて

(2) 飯塚市下水道事業の経営戦略及び料金体系の見直しについて

(3) その他

4 閉会

(配布資料)

資料-1 「飯塚市水道事業の経営戦略及び料金体系の見直し」及び参考資料

資料-2 「飯塚市下水道事業の経営戦略及び料金体系の見直し」及び参考資料

# 第3回 飯塚市上水道事業経営審議会資料

飯塚市水道事業の経営戦略及び料金体系の見直し

令和8年1月23日

飯塚市企業局企業管理課

# 目次

## 水道事業

1	前回の振り返り	3	3	料金改定の検討手順	13
2	前回審議会での 意見に対する回答	5	4	水道事業経営に関する基礎知識	15
			5	料金体系案の検討	19
			6	料金表のシミュレーション	28
			7	浴場用料金について	33
			8	私設消火栓用料金について	35
			9	まとめ	37

# 1. 前回の振り返り

前回の審議会では、料金改定は必要であるものの、前回推計との比較や料金改定による影響を総合的に判断し、料金改定率について審議を行う必要性があるとの結論でした

### 前回の振り返り(第2回まとめ)

#### 第2回 まとめ

##### 【料金改定の必要性について】

- ✓ 物価上昇、投資水準の見直しにより、料金改定は必要

##### 【料金改定率について】

- ✓ 改定率22%の妥当性について、継続審議
- ✓ 前回推計との比較
- ✓ 今回の料金改定の利用者への影響を考慮し、最終判断  
(料金体系も含めた検討が必要)

#### 第3回 予定事項

- ✓ 前回料金改定時の推計との比較
- ✓ 料金改定後の料金体系の設定 等

## 2. 前回審議会での意見に対する回答

平成18年の1市4町の合併時には最も低料金であった旧飯塚市の料金体系に統一した経緯があります  
その後総務省の技術的助言に従い経営戦略を作成するにあたって料金改定の必要性が生じ、市民生活への影響も考慮し35%の料金改定を実施しました

## 水道料金(20m<sup>3</sup>/月 使用時の税抜料金)の変遷

指標	旧飯塚市	旧穂波町	旧庄内町	旧穎田町	旧筑穂町
合併前 20m <sup>3</sup> /月 料金(税抜)	2,060円	2,590円	3,120円	3,810円	2,580円
旧飯塚市と旧4町との 料金比較	—	126%	151%	185%	125%

総務省から経営戦略の策定推進に係る技術的助言が発出(令和2年度までに経営戦略を策定)

水道ビジョンの見直し・アセットマネジメント計画の策定による将来の水需要、投資水準の算定

・アセットマネジメント計画に基づく更新費用は17.2億円/年必要  
⇒収支見通し期間(10年間)で190億円の財源不足⇒110%の料金改定が必要

↓  
・平準化年数の調整や更新の優先順位付けにより、  
投資目標を13億円/年(構造物・設備6.2億円、管路6.8億円)に設定

現在(35%改定後)  
20m<sup>3</sup>料金  
(税抜) 2,780円

合併前旧4町との料金比較 — 93% 112% 137% 93%

前回推計(現行経営戦略の投資財政計画)では物価高騰等は見込んでおらず、令和4年度に35%、令和9年度に5.2%の料金改定を織り込んだ投資財政計画としていました

## 前回推計時の目標設定と料金改定率

資金残高の目標 = 1年間分の給水収益(23億円)

目安 目標	財政目標		投資目標	必要な 料金収入額 (5年間)	改定率 (%)
	内部留保 資金残高	残高割合 (起債額)			
①水道料金 算定要領	23億円	232% (1.5億円/年)	【施設・設備】 6.2億円/年	143.1億円	68%
②算定期間 で目標達成	23億円	351% (5.2億円/年)	【管路】 6.8億円/年 (6km/年)	121.8億円	43%
③中期的に 目標達成	15.7億円	371% (5.2億円/年)	※今後10年間	115.0億円	35%
現行 改定なし	/	4.4億円/年	施設：6.2億円/年 管路：3.4億円/年 (3km)	留保資金が減少し続け、 運転資金不足が発生	

②は料金算定期間(R4~R8)で目標の23億円を達成する試算  
③は後期料金算定期間(R9~R13)で目標の23億円を達成する試算  
= 目標達成時期を延ばすことでR4の改定率を下げる

料金算定期間中に23億円を達成するには改定率が高くなり、市民生活への影響大  
⇒ 令和4~8年度までの料金算定期間中の目標を15.7億円とし、改定率35%の案を提案  
(令和9年度に5.2%の料金改定を行うことで、後期料金算定期間中に23億円達成を見込む)

- 出所) 令和2年度第3回飯塚市上下水道事業経営審議会資料より

前回は令和4年度に35%、令和9年度に5.2%の料金改定を行う前提で、推計期間中2回目の料金算定期間で給水収益の1年分の資金残高が確保できるような推計としていました

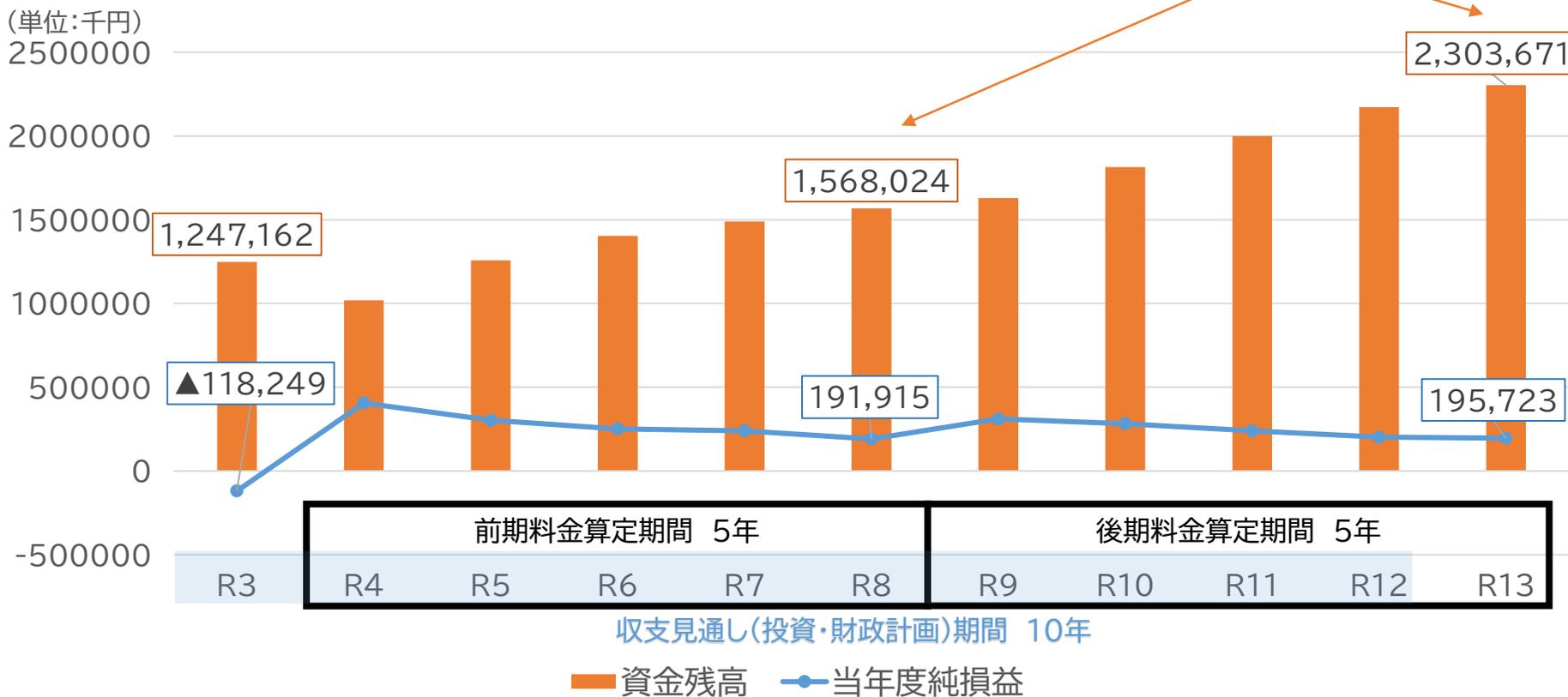
### 前回推計と料金改定率

R4の料金改定で資金残高が給水収益の1年分(23億円)となるよう試算した場合、本来であれば前回(令和4年度)43%の料金改定が必要であった(資料P7 案②)

改定率を下げるために…



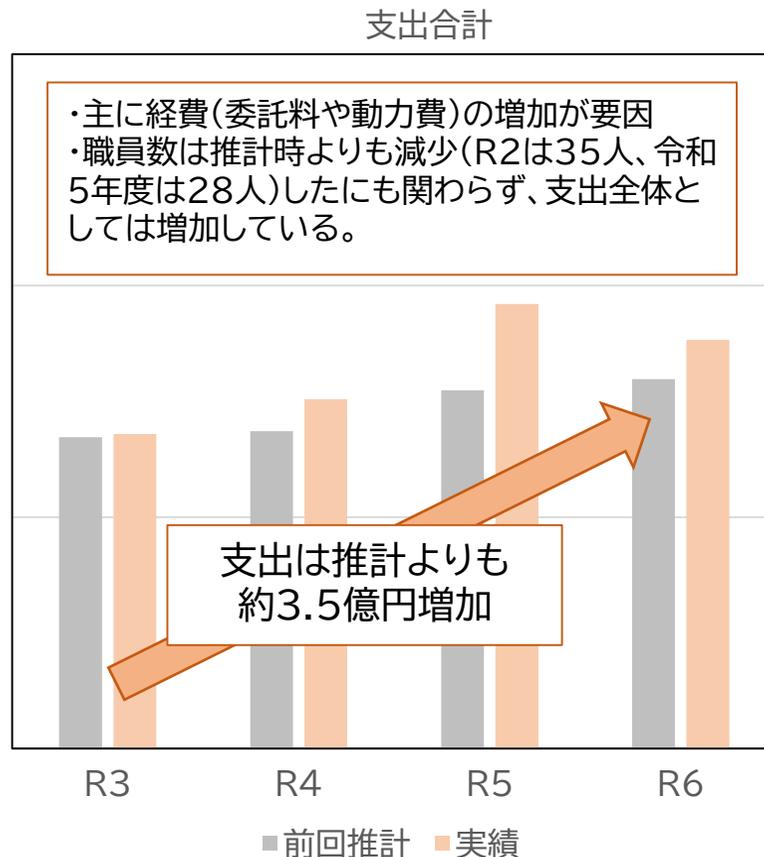
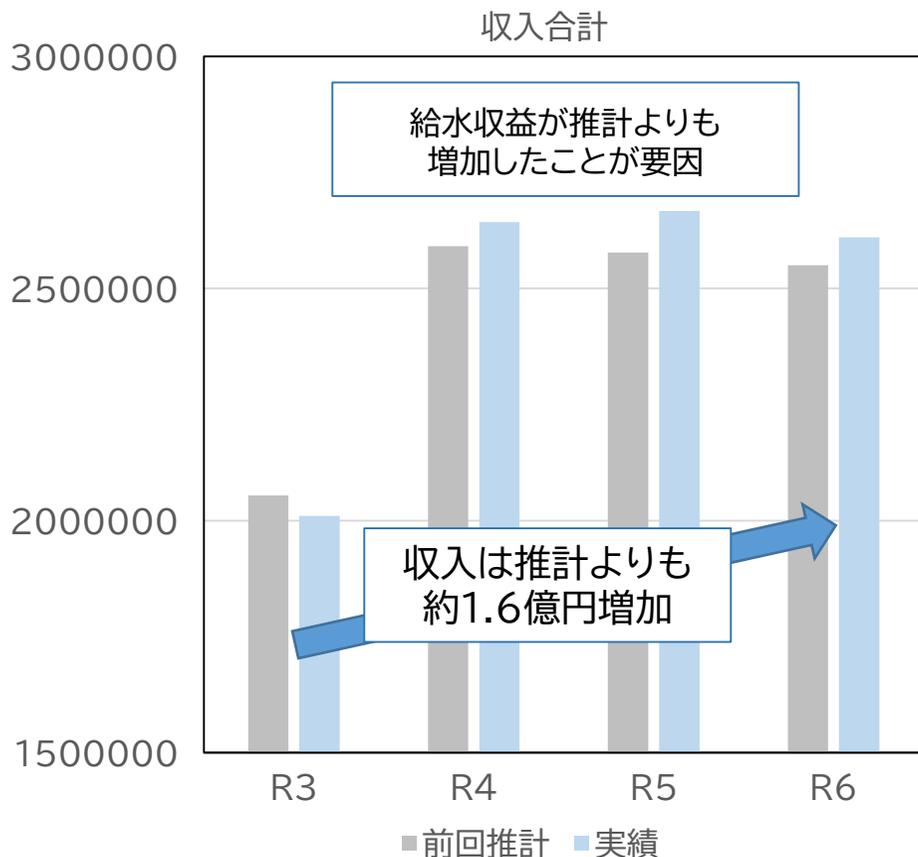
R4に35%、R9に5.2%の料金改定を行えば、2回目の料金算定期間終りに、資金残高が給水収益の1年分(23億円)を達成(資料P7 案③)



・ 出所)飯塚市水道事業経営戦略 投資・財政計画

# 前回推計値と推計以降の実績値を比較すると、物価高騰が影響し収入よりも支出が増加しています

## 前回推計と実績値の比較

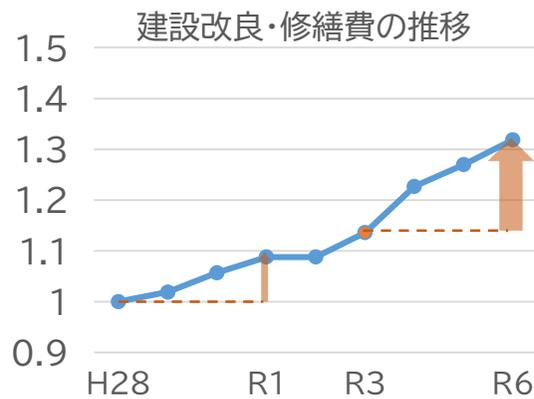
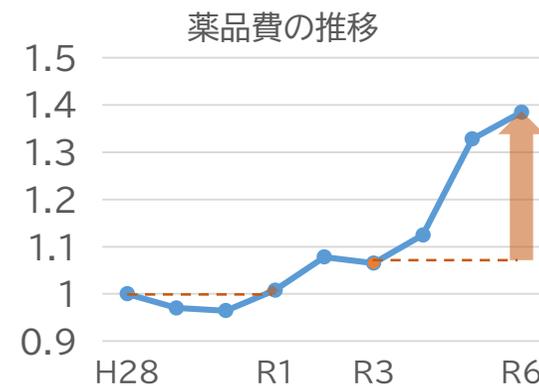
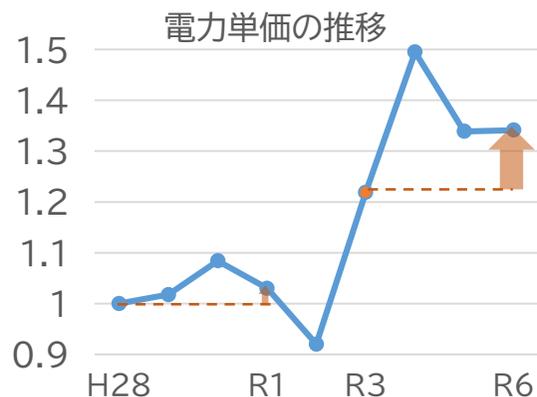
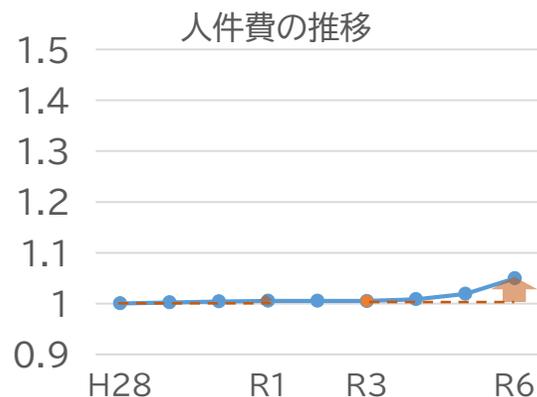


特別利益や特別損失も含めると、当年度純損益は推計から約1.4億円減少  
⇒令和6年度給水収益の5.8%に相当

※仮に職員数が推計時のままであった場合、当年度純損益は約2.8億円減少。令和6年度給水収益の11.7%に相当

以前に比べると、直近では物価高騰率がかなり上昇しているため、今回は前回と異なり総務省の経営戦略策定・改定マニュアルに基づき、物価上昇率を加味して収支の試算を行いました

## 主要単価の推移



近年デフレからインフレへ転じたこと、総務省発出のマニュアルの内容を考慮すると、今後の収支見通しを作成するうえで物価上昇を加味することは必要不可欠であると考えています。

前回試算時の想定改定率、計画値と実績値との乖離、今後の物価上昇傾向等も踏まえた結果、今回も料金改定が必要であり、22%という改定率を事務局案として提案しました

## 前回推計と今回推計の比較

前回試算(物価上昇を見込まない試算)でも、給水収益の1年分の資金残高確保という目標達成には、令和9年度に5.2%の料金改定が必要であった

+

物価高騰による支出増のため、前回試算上の当年度純利益に達するには、直近(令和6年度)の給水収益と比較して5.8%の給水収益増加が必要

+

近年の物価高騰の影響を今後の試算にも反映  
給水収益は前回試算と同様に今後減少傾向

+

投資計画の見直し(既存資産更新目標の上方修正、最適化計画による新設・除却等の反映)

今回、22%の料金改定が必要  
という結論に至りました。

料金改定率を下げるには試算条件や目標値の変更が必要ですが、今後安定した事業経営を行うことを前提として設定したものであるため、変更を行うには改定率以外に及ぼす影響を考慮した慎重な審議が必要となります

## 各種条件・目標の修正による影響

区分	項目	物価上昇率	算定根拠
営業費用	職員給与費	年1.5%	R3～R7における人事院勧告の平均上昇率
	動力費	年1.1%	上昇率:電力取引報におけるH28～R1(情勢不安定化前)の平均上昇率
	薬品費	年2.7%	上昇率:H26～R5における生産動態統計年報の平均上昇率
	修繕費	年3.2%	建設工事費デフレーター(H27～R6)年平均上昇率
	委託費	年4.3%	設計技術者単価(国交省)のR3～R7における平均上昇率

**物価上昇率を下げる**  
 ⇒過去平均値等を用いているため、上昇率をむやみに減少させることは、料金回収率等の目標未達へつながる恐れがある。  
 ↓ ↓ ↓  
 料金回収率等を交付要件としている交付金が減少することで収入が減少する恐れがある。

区分	項目	設定値	算定根拠
投資試算	建設改良費(工事費)	投資計画に基づく(構造物設備8億円・管路12億円+最適化計画による新設、除却等)	補正後最適化
	企業債利率	○管路⇒年限30年、2.1%、据置期間5年 ○設備・構造物⇒20年、1.8%、据置期間5年	利率:令和6

事務局としては、投資水準目標の上方修正は必須であると考えています。

**投資額を下げる**  
 ⇒管路老朽化の進行や耐震化の遅れを改善できない。

**年限を長くする**  
 ⇒企業債の償還期間は取得資産の法定耐用年数以内との制限あり

**利率の見込みを下げる**  
 ⇒金利は上昇傾向。実績値で試算しているが、今後低下するよりも上昇する可能性の方が高い。

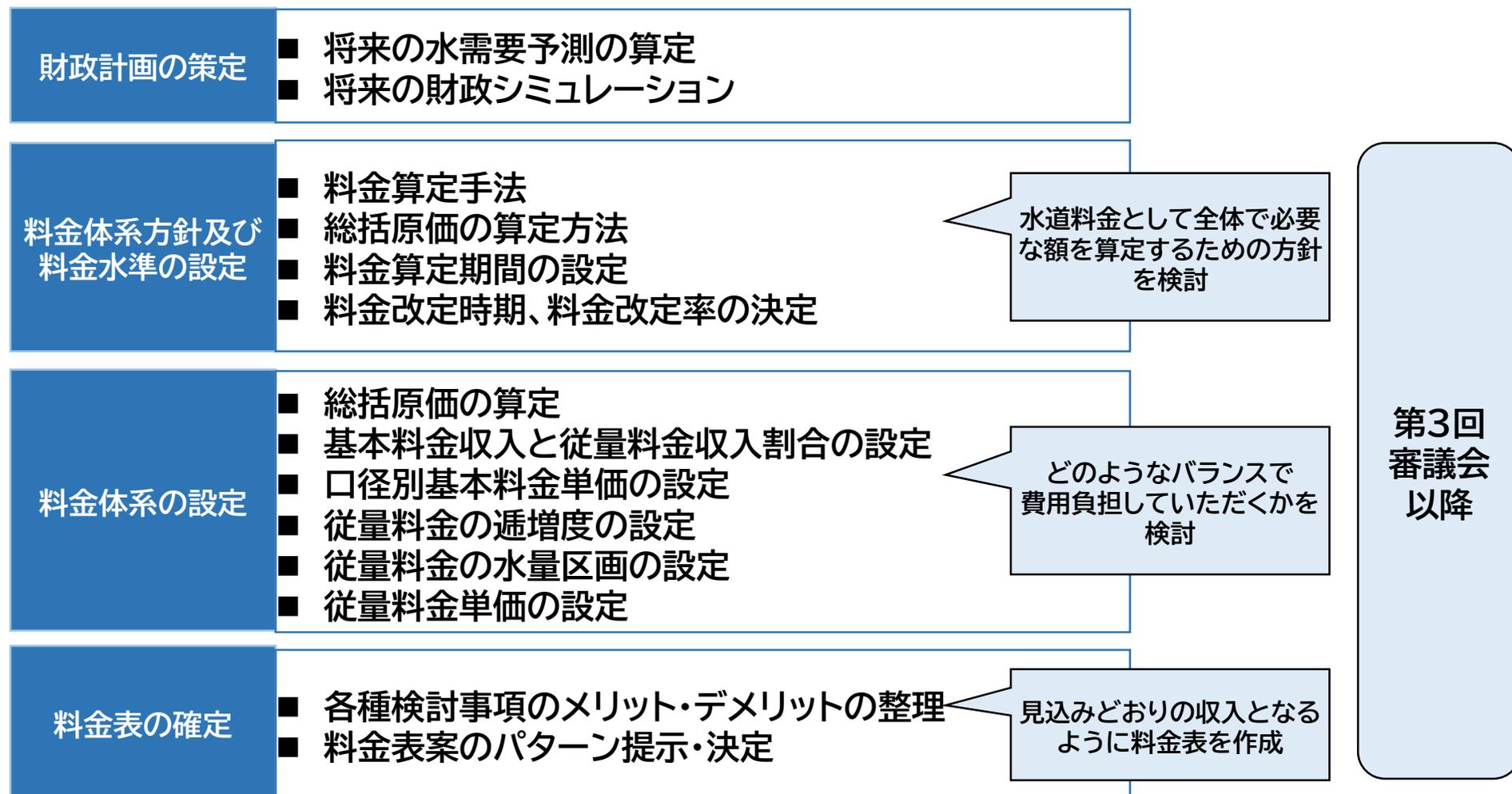
区分	項目	設定値	算定根拠
財源試算	料金収入	令和6年度の実績供給単価×年間有収水量推計値	年間有収水量推計値:最適化計画より

**料金収入を多く見込む**  
 ⇒物価上昇率と同様、収入をむやみに多く見込むことは、料金回収率等の目標未達へつながる恐れがある。  
 ↓ ↓ ↓  
 料金回収率等を交付要件としている交付金が減少することで収入が減少する恐れがある。

### 3. 料金改定の検討手順

# 料金改定の検討は、以下の手順に沿って検討します

## 料金改定の検討手順



## 4.水道事業経営に関する基礎知識

水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金の組み合わせで構成されています(二部料金制)

## 料金制度の概要

  飯塚市の料金体系

料金体系 の大別	用途別	家事用、学校用等使う用途に応じた料金設定
	口径別	メーター口径等使用水量に応じた料金設定 (口径が大きいほど使用可能水量が大きい)
	用途・口径別 併用	用途及び口径を併用した料金設定

基本料金・ 従量料金の組立	基本料金	基本水量付	【基本水量】 一定水量を「基本料金」に含む料金区分 (=一定水量までは従量料金がかからない)
		基本水量なし	
	従量料金	単一型	
		段階別	遡増(ていぞう)型
		遡減(ていげん)型	

### 二部料金制

基本料金と従量料金の2つから料金を算出する料金制度

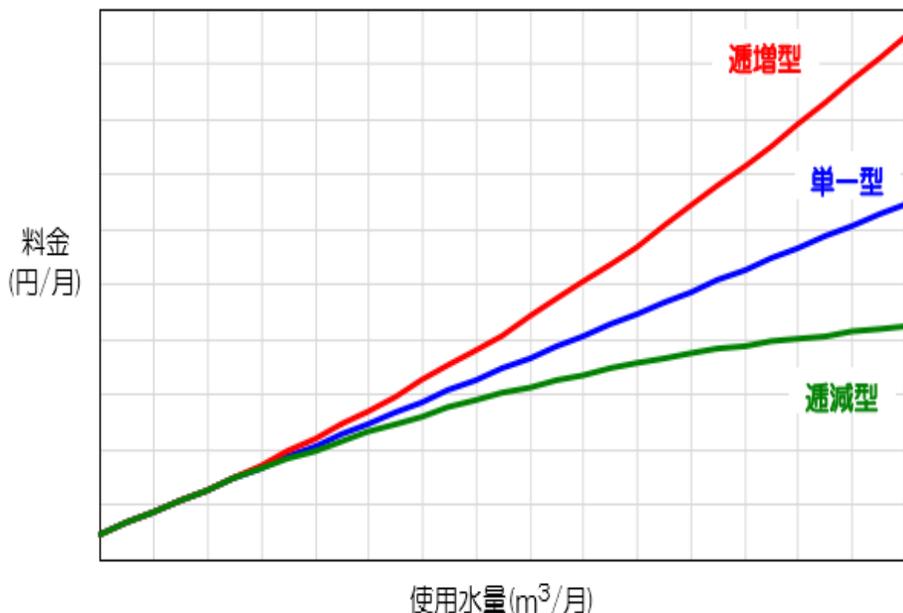
従量料金は、水需要の現状や将来の地域経済、住民生活への影響を考慮しながら適切な料金体系を設定することが求められています

## 従量料金体系について

  飯塚市の料金体系

従量料金体系の大別	単一型	使用水量の多寡に関わらず、1m <sup>3</sup> 単価を均一とした料金体系
	逡増型	使用水量が増加するに連れ1m <sup>3</sup> 単価が上がる料金体系
	逡減型	使用水量が増加するに連れ1m <sup>3</sup> 単価が下がる料金体系

## 型別の従量料金(イメージ)



## 型別の特徴

### 【単一型】

- 料金の公平性
- 収入予測が立てやすい

### 【逡増型】

- 少量使用者の負担軽減
- 節水意識の促進

### 【逡減型】

- 大口使用者の負担軽減、産業誘致等による地域経済の活性化
- 少量使用者の負担増加
- 節水意識の低下

口径別に基本料金と従量料金が定められており、一般家庭にて使用の多い口径25mm以下は、使用水量が少ない場合に基本料金が安くなる2段階基本料金を採用しています

## 飯塚市の料金表(1ヵ月あたり)

種別 (口径および用途)		基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1立方メートルにつき)				
一般用	13mm	0~5立方メートル	1,100円	11~20立方メートル	21~50立方メートル	51~100立方メートル 240円		
		6~10立方メートル	1,230円					
	20mm	0~5立方メートル	1,660円				155円	101立方メートル~ 265円
		6~10立方メートル	1,790円					
	25mm	0~5立方メートル	2,120円				195円	
		6~10立方メートル	2,250円					
	40mm	4,220円	1~20立方メートル 155円					
	50mm	7,860円						
	75mm	17,000円						
	100mm	27,700円						
150mm	61,200円							
浴場用	0~100立方メートル	9,200円	101立方メートル以上1立方メートルにつき75円					
私設消火栓	演習1回10分につき600円							
特別用	管理者が別に定める額							

### 【飯塚市の料金体系】

本市における現行の水道料金体系は以下のとおり。

- ・基本料金:基本水量あり、口径別
- ・従量料金:逦増型

### 【水道料金の算出方法】

口径13mm 2か月で41m<sup>3</sup>使用した場合  
 $41\text{m}^3 \div 2\text{か月} = 20.5(21\text{m}^3\text{と}20\text{m}^3\text{で計算})$

1月目(21m <sup>3</sup> )	2月目(20m <sup>3</sup> )
1,230円(基本料金) + (20m <sup>3</sup> - 10m <sup>3</sup> ) ×155円 + 1m <sup>3</sup> × 195円 = 2,975円(A)	1,230円(基本料金) + (20m <sup>3</sup> - 10m <sup>3</sup> ) ×155円 = 2,780円(B)

(A) + (B) = 5,755円(税抜)  
 $5,755\text{円} \times 1.1 = 6,330\text{円}(2\text{月分まとめて請求})$

- ・ 出所)飯塚市HPより

## 5.料金体系案の検討

# 水道料金表は、日本水道協会が発刊する「水道料金算定要領」及び「水道料金改定業務の手引き」を参考に検討しました

## 水道料金算定要領が理想とする料金体系



### 水道創設期に理想とされていた水道料金体系

#### 基本水量制・従量料金重視

公衆衛生の普及を目的に生活用の少量使用者に水を気兼ねなく使用してもらうための配慮

#### 逡増制従量料金・用途別区分

水源開発が間に合わない中での水の多量利用を抑制し、金銭的負担能力が高い業務・営業用に傾斜的な負担を求める

### 現在理想とされている水道料金体系

#### 基本水量制の廃止・基本料金重視

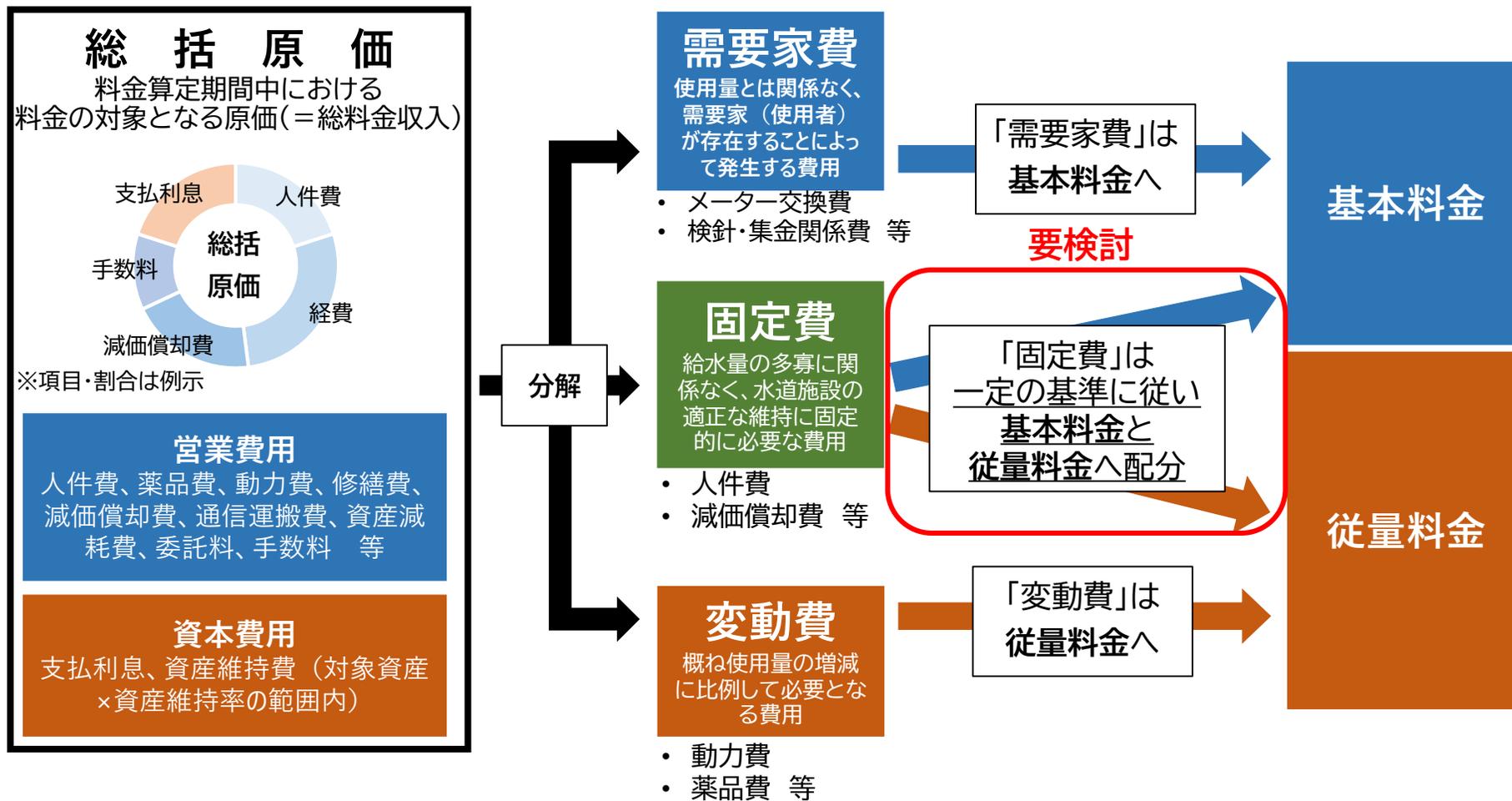
節水が進むにつれて基本水量以下の使用者との公平性や固定費に応じた水道料金の回収が困難になりつつある

#### 逡増度の緩和・口径別区分

水源開発が終わり、公衆衛生の普及が達成された中で用途に応じた傾斜的な負担の意義が薄れつつある  
従量料金の単一型を原則とし、用途別も漸進的に解消

# 料金体系を検討するにあたって、総括原価を「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解した後、基本料金及び従量料金に配分します

## 料金体系の考え方



**需要家** 水道や下水道等のサービスの供給を受け、利用する側の主体(=上下水道使用者)

固定費から基本料金及び従量料金への配賦方法は、水道料金算定要領に記載の方法のうち、現行の基本料金と従量料金の比率に最も近く、近年の浄水施設のダウンサイジングの傾向と整合する施設利用率を採用しました

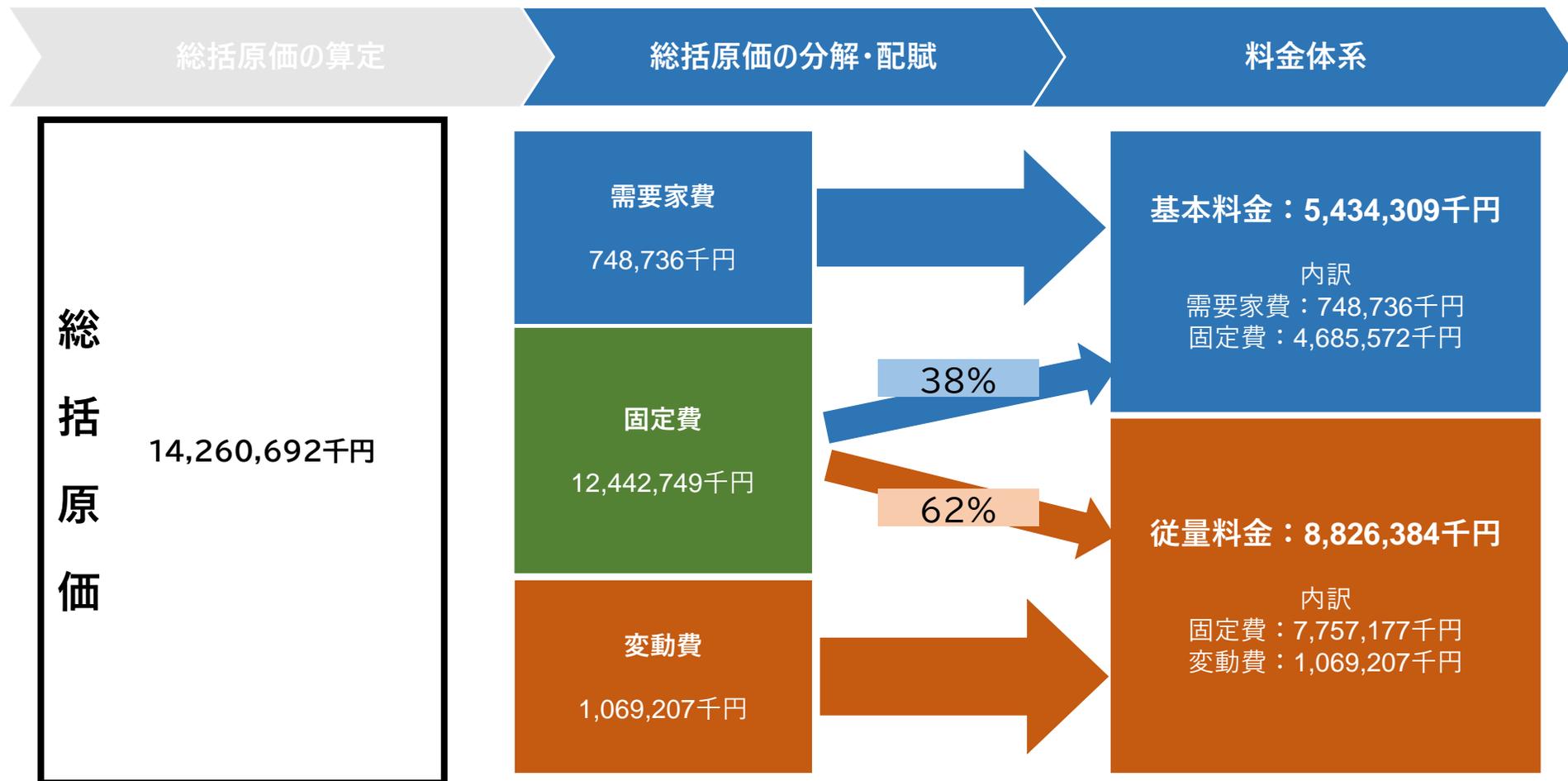
## 固定費の分解配賦方法

方法	算出式		配賦比率	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
<b>施設利用率</b>	$100\% - \text{従量料金配賦比率}$	$\frac{\text{1日平均給水量}}{\text{1日配水能力}}$	<b>38%</b>	<b>62%</b>
<b>令和6年度実績</b>	<b>実績額</b>	<b>実績額</b>	<b>42%</b>	<b>58%</b>

出所) 令和6年度決算統計、令和6年度実績調定データ

施設利用率による方法に基づき、固定費の基本料金と従量料金への最終的な配賦結果として、基本料金:従量料金=38:62となりました

総括原価の分解・配賦結果



総括原価の配賦割合	
基本料金	従量料金
38%	62%

注釈)端数処理の関係で合計値が合わない部分が一部あります

# 基本料金に配賦された固定費を更にメーター口径別に配賦する基準として、①算定要領配賦例と②飯塚市の年間使用水量比の平均値を採用します

## メーター口径別配賦率の算定結果

### 理想的な配賦率

口径	断面積比	理想的な配賦率	理論流量比 (H-W式)
13mm	1.00	断面積比と理論流量比との間	1.00
20mm	2.37		3.10
25mm	3.70		5.58
40mm	9.47		19.22
50mm	14.79		34.56
75mm	33.28		100.40
100mm	59.17		213.96
150mm	133.14		621.51

### 算定結果

口径	①算定要領配賦例	②年間使用水量比	配賦率採用案 (①②の平均)	(参考)現行料金体系	
				基本料金	対13mm比
13mm	1.00	1.00	1.00	1,100円	1.00
20mm	2.51	1.02	1.77	1,660円	1.51
25mm	4.02	4.70	4.36	2,120円	1.93
40mm	10.96	15.94	13.45	4,220円	3.84
50mm	17.63	30.57	24.10	7,860円	7.15
75mm	42.17	55.00	48.58	17,000円	15.45
100mm	77.03	137.16	107.09	27,700円	25.18
150mm	180.24	113.63	146.93	61,200円	55.64

基準	評価
現行体系	いずれの口径も理想的な配賦率となっておらず、中大口径の基本料金が安く抑えられている
①	理想的な配賦率ではあるものの、現行料金体系と比較すると大きく乖離する
②	いくつかの口径が理想的な配賦率となっておらず、50mm及び100mmで②算定要領配賦例からの乖離も大きい
①②平均	<b>20mm以外口径で理想的な配賦率となり、①算定要領配賦例と②年間使用水量比との当てはまりも良好</b> ※20mmは生活利用者への影響を考慮し、理想的な配賦ではないものの許容する取り扱いとする

### H-W式

配管内の水の流れを配管の物理特性及び摩擦による圧力損失によって関係付けた経験式。配管システムの設計に用いられる。

基本料金に配賦した固定費は口径別配賦率に基づき重みづけを行い、口径別の基本料金の一部とします

### 口径別配賦額の算定結果(固定費分)

口径	調定件数	配賦率	総合配賦率		配賦額	
			①×②	全体に占める割合	配賦固定費④ (単位:千円)	調定1回あたり (単位:円)
				③	固定費総額×③	④×1000÷①
	①	②				
13mm	2,952,200	1.00	2,952,200	60.3%	2,825,096	956
20mm	591,000	1.77	1,043,411	21.3%	998,488	1,689
25mm	50,010	4.36	217,984	4.5%	208,599	4,171
40mm	21,610	13.45	290,605	5.9%	278,093	12,868
50mm	6,580	24.10	158,564	3.2%	151,737	23,060
75mm	3,040	48.58	147,695	3.0%	141,336	46,492
100mm	720	107.09	77,107	1.6%	73,787	102,482
150mm	60	146.93	8,816	0.2%	8,436	140,607
合計	3,625,220		4,896,381	100.0%	4,685,572	

口径別配賦率(資料P24より)

基本料金に配賦した固定費(資料P23より)

# 口径別に配賦された需要家費と基本料金に配賦された口径別固定費を足し合わせて口径別の基本料金を算定しました

## 総括原価の配賦結果(基本料金)

### 需要家費

検針・集計関係費  
536,533千円

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
単価	148円	148円						

メーター関係費  
212,204千円

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
単価	48円	61円	81円	280円	1,902円	2,434円	5,361円	9,520円

固定費  
4,685,572千円

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
単価	956円	1,689円	4,171円	12,868円	23,060円	46,492円	102,482円	140,607円

基本料金 丸め  
(1カ月)

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	1,152円	1,898円	4,400円	13,296円	25,110円	49,074円	107,991円	150,275円

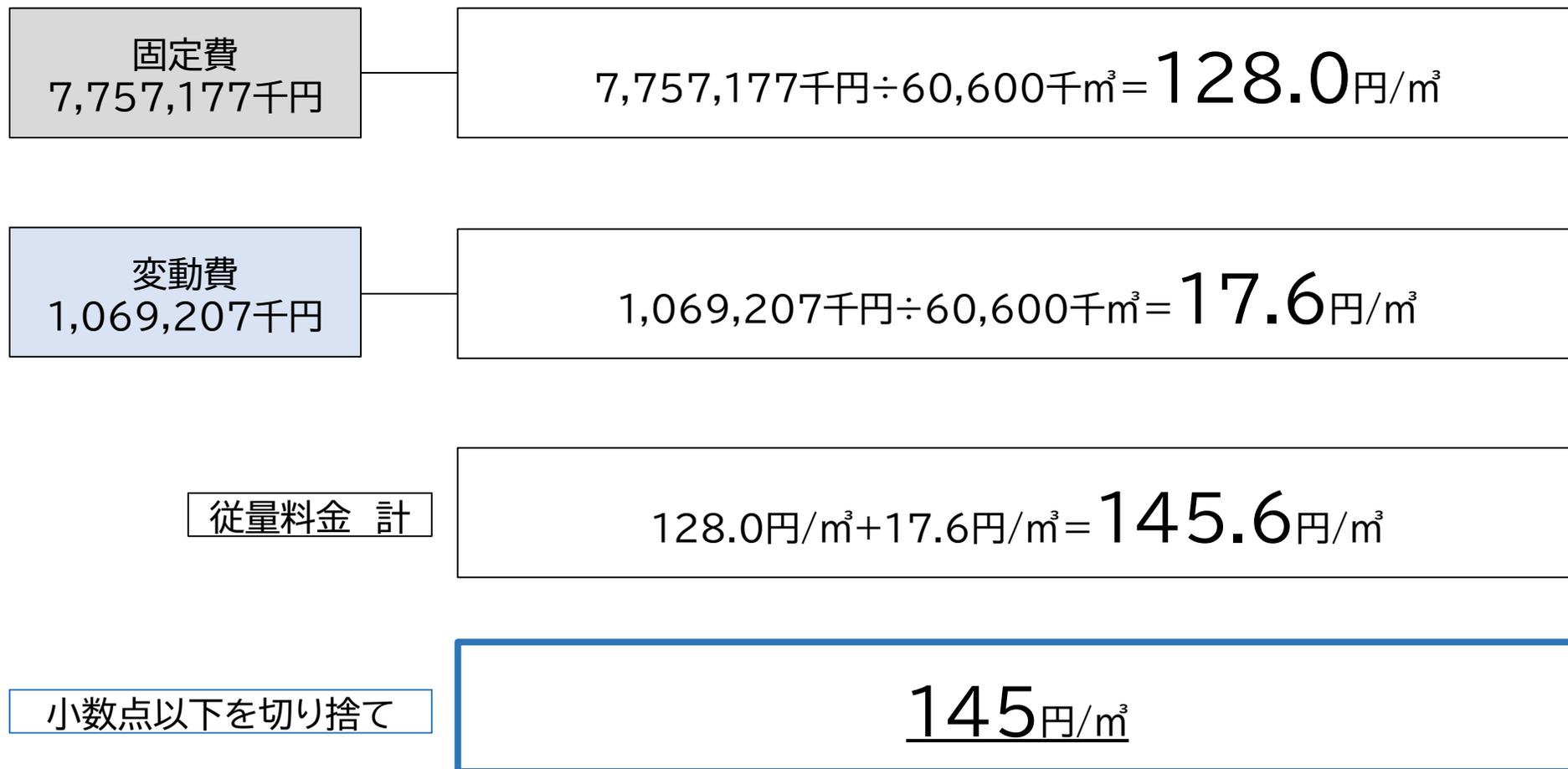
(参考)現行基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
基本料金	1,100円	1,660円	2,120円	4,220円	7,860円	17,000円	27,700円	61,200円

脚注:基本料金の計算で生じる小数点以下の数値は切り捨てとしております

従量料金は、従量料金に配賦された固定費と変動費をそれぞれ令和9～13年度の有収水量で除し、合算することで単一の従量料金を算定しました

### 総括原価の配賦結果(従量料金)



## 6.料金表のシミュレーション

# 水道事業の料金表を見直すにあたってはいくつかのポイントがあります

## 現行料金表と改定に向けたポイント

種別 (口径および用途)		基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1立方メートルにつき)					
一般用	13mm	0~5立方メートル	1,100円	11~20立方メートル 155円					
		6~10立方メートル	1,230円						
	20mm	0~5立方メートル	1,660円				21~50立方メートル 195円	51~100立方メートル 240円	101立方メートル~ 265円
		6~10立方メートル	1,790円						
	25mm	0~5立方メートル	2,120円				1~20立方メートル 155円		
		6~10立方メートル	2,250円						
	40mm		4,220円						
	50mm		7,860円						
	75mm		17,000円						
	100mm		27,700円						
150mm		61,200円							
浴場用	0~100立方メートル	9,200円	101立方メートル以上1立方メートルにつき75円						
私設消火栓	演習1回10分につき600円								
特別用	管理者が別に定める額								

### ポイント①

基本水量を廃止するかどうか

### ポイント②

水量区画をどうするか

### ポイント③

水量区画別の従量単価をどうするか

### ポイント④

浴場用の料金設定をどうするか

### ポイント⑤

私設消火栓の料金設定をどうするか

# 料金表の改定前後で水道料金がどのように変化するかを具体化するため、参考として8種類の使用者モデルを設定しました

## 使用者モデル

	分類	口径	使用水量	使用者イメージ
	単身5m <sup>3</sup>	13mm	5m <sup>3</sup>	高齢単身世帯
	単身8m <sup>3</sup>	13mm	8m <sup>3</sup>	平均的な単身世帯
	家族3人	20mm	23m <sup>3</sup>	ファミリー層
	家族4人	20mm	30m <sup>3</sup>	ファミリー層
	中規模A	25mm	200m <sup>3</sup>	口径25mmの平均的な使用水量
	中規模B	50mm	400m <sup>3</sup>	口径50mmの平均的な使用水量
	大規模A	100mm	1200m <sup>3</sup>	口径100mmの平均的な使用水量
	大規模B	150mm	1600m <sup>3</sup>	口径150mmの平均的な使用水量

# 料金表案の作成にあたっての基本方針を水道料金算定要領等を参考に決めました

## 料金表案作成時の基本方針

論点	水道料金算定要領	見直し方針
基本水量	基本水量は料金の激変を招かないよう、漸進的に解消する	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃止あるいは段階的な従量料金の付与を基本とする</li> <li>基本水量の水量区画(0~10m<sup>3</sup>)に従量料金を付与する場合、単身世帯やファミリー層への激変緩和措置として安価な従量料金を設定する</li> </ul>
水量区画	原則として水量区画を設けず、単一従量料金とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の基本水量を尊重し、激変緩和として0~5m<sup>3</sup>と6~10m<sup>3</sup>を残す</li> <li>口径別使用実態から5区画を骨子とする</li> </ul>
逡増度	原則として単一型とする ただし、多量使用を抑制し、又は促進するため、逡増又は逡減区画別料金制を設定することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定要領の理想像(単一料金制が原則)に近づけるために、逡増度を現行の1.71よりも引き下げる</li> </ul>

### 逡増度

最低単価に対する最高単価の倍率

基本料金の激変緩和措置として変動費や算定要領が定める最低単価を特別に設定した場合は、これを逡増度の最低単価としては扱っていない

# 水道料金算定要領が理想とする料金表を基点として生活用使用者にも配慮をしつつ、令和9年度の予定給水収益を満たすような料金表案を3案試作しました(別紙参照)

## 料金表案の解説

番号	基本水量	逓増度	水量区画	解説
①	廃止	なし (単一料金制)	なし (単一料金制)	水道料金算定要領が理想する形の料金表
<p>➡一定水量以上の利用者は現在よりも料金が安くなり、逆に少量利用者はかなりの負担増となる (参考) 口径13mm・月20m<sup>3</sup>使用の場合(税込):3,058円→4,457円(+1,399円・約46%)</p>				
②	0~5m <sup>3</sup> 変動費 6~10m <sup>3</sup> 最低単価	1.50	5	激変緩和のために0~10m <sup>3</sup> の単価を低額とし、減収分をその他従量単価の値上げで調整
<p>➡少量利用者の負担増加幅は①よりも減少するが、単身世帯層の負担が増加するなど、料金改定の影響について不公平感が生じる (参考) 口径13mm・月20m<sup>3</sup>使用の場合(税込):3,058円→3,929円(+871円・約28%)</p>				
③	0~5m <sup>3</sup> 変動費 6~10m <sup>3</sup> 最低単価	1.47	5	各モデルケースの改定率を平均改定率の前後となるように調整
<p>(参考) 口径13mm・月20m<sup>3</sup>使用の場合(税込):3,058円→3,808円(+750円・約25%)</p>				

脚注:基本水量廃止の経過措置として変動費や算定要領が定める最低単価を特別に設定した場合は、これを逓増度の最低単価としては扱っていない

## 7.浴場用料金について

料金見直し案として、算定要領の最低従量単価を用いた場合料金水準が下がってしまうので、基本料金と従量料金ともに、今回の料金改定率分を増額させる形で料金見直しを行います。

## 浴場用料金の改定案

現行	基本料金	~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> ~
	9,200円	基本水量	75円/m <sup>3</sup>
改定案	基本料金	~100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> ~
	11,224円	基本水量	91円/m <sup>3</sup>

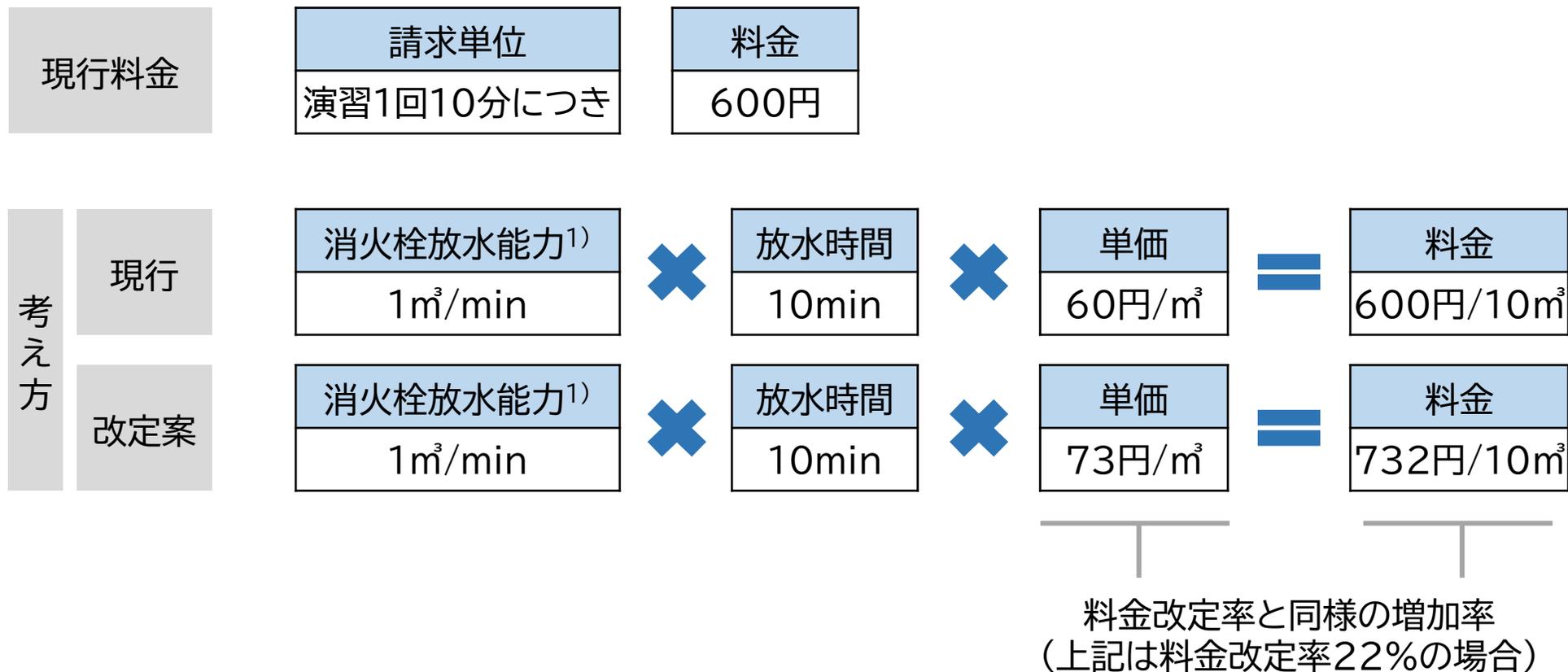
<p>料金改定率と同様の増加率 (上記は料金改定率22%の場合)</p>	<p>激変緩和措置</p>	<p>料金改定率と同様の増加率 (上記は料金改定率22%の場合)</p>
--	---------------	--

脚注:現状使用者がいないため、料金改定による影響額等は算出不可

## 8.私設消火栓用料金について

# 私設消火栓用料金についても浴場用料金と同様、今回の料金改定率分を増額させる形で料金見直しを行います

## 私設消火栓料金の改定案



1)私設消火栓の消火栓放水能力は「消防水利の基準(消防庁告示)」で1m<sup>3</sup>/minと定められている。

脚注:消火栓は定常的に利用するものではないことから、固定費の回収を目的とした基本料金を求めないこととしている。

## 9.まとめ

# 水道料金算定要領等に従って作成された料金表案について検討を行いました

## 第3回のまとめ

	検討方針	料金表の作成
料金体系案の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 総括原価の基礎となる料金改定率について、前回推計との相違点等を説明</li><li>✓ 固定費の分解配賦方法は、現行の基本料金と従量料金の比率とほぼ同等であり、施設規模適正化を反映する観点から<u>施設利用率を採用</u>している。</li><li>✓ 固定費の口径別配賦基準として、<u>飯塚市の年間使用水量比と算定要領配賦例の平均値を採用</u>している。</li><li>✓ 料金表の改定前後で水道料金がどのように変化するかを具体化するため、<u>8種類のモデル使用者</u>を設定し、モデル別の影響額を算出。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 継続審議が必要であるものの、事務局案の<u>改定率22%をベース</u>に総括原価を設定</li><li>✓ 水道料金算定要領が理想とする料金表では、<u>基本料金は25mm以上で2～3倍の値上げ、従量料金は155円/㎡から145円/㎡へと値下げ</u>となった。</li><li>✓ 水道料金算定要領が理想とする料金表では一般世帯への影響が大きいため、生活用利用者に配慮し、<u>令和9年度の予定給水収益を満たすような料金表を別途2案試作</u>(各料金表案については別添参照)。</li></ul>
浴場用・私設消火栓用料金の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 料金見直し案として、今回の料金改定率を乗じて料金改定を行う。</li></ul>	
第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ これまでの審議結果を踏まえた経営戦略改定案の確認</li><li>✓ 答申案の確認 等</li></ul>	

# 本日の審議会で承認いただきたい事項は、下記のとおりです

## 第3回審議会における承認事項

### 料金水準の見直し

料金水準の  
検討

✓ 料金改定率は妥当か。

### 料金表案の決定

料金表案の  
検討

✓ どのような料金表にするか。

モデル使用者ごとの影響等を踏まえて、  
料金改定率が高い・低い  
⇒条件、目標の見直し、改定率の見直し  
料金体系・料金表の見直し

水道料金表案（浴場用、私設消火栓要用及び特別用を除く）

資料1 参考資料

①水道料金算定要領等準拠

(税抜)

種別	口径	基本水量	基本料金	従量料金				
				0 ~ 5㎡	6 ~ 10㎡	11 ~ 20㎡	21 ~ 50㎡	51 ~ 100㎡
一般用	13mm	廃止	1,152円	145円/㎡				
	20mm		1,899円					
	25mm		4,399円					
	40mm		13,294円					
	50mm		25,108円					
	75mm		49,067円					
	100mm		107,981円					
	150mm		150,262円					

口径別徴収内訳

(税抜)

種別	口径	基本料金	従量料金	基本比率	従量比率
一般用	13mm	680,187千円	1,121,782千円	38%	62%
	20mm	224,462千円	228,911千円	50%	50%
	25mm	43,999千円	87,698千円	33%	67%
	40mm	57,457千円	133,813千円	30%	70%
	50mm	33,042千円	73,949千円	31%	69%
	75mm	29,833千円	72,812千円	29%	71%
	100mm	15,549千円	35,334千円	31%	69%
	150mm	1,803千円	2,665千円	40%	60%
	合計	1,086,331千円	1,756,962千円	38%	62%

使用者モデル別料金比較

(税抜)

モデル	口径	水量	改定前	改定後	改定額	改定率
単身5㎡	13mm	5㎡	1,100円	1,877円	777円	71%
単身平均	13mm	8㎡	1,230円	2,312円	1,082円	88%
家庭3人	20mm	23㎡	3,925円	5,234円	1,309円	33%
家庭4人	20mm	30㎡	5,290円	6,249円	959円	18%
中規模A	25mm	200㎡	48,150円	33,399円	▲14,751円	▲31%
中規模B	50mm	400㎡	108,310円	83,108円	▲25,202円	▲23%
大規模A	100mm	1,200㎡	340,150円	281,981円	▲58,169円	▲17%
大規模B	150mm	1,600㎡	479,650円	382,262円	▲97,388円	▲20%
単年度予想収益				2,843,294千円		

②激変緩和として10㎡まで算定要領の最低単価とし、減収分を他の水量区画で調整

(税抜)

種別	口径	基本水量	基本料金	従量料金				
				0 ~ 5㎡	6 ~ 10㎡	11 ~ 20㎡	21 ~ 50㎡	51 ~ 100㎡
一般用	13mm	廃止	1,152円	72円/㎡	72円/㎡	170円/㎡	170円/㎡	255円/㎡
	20mm		1,899円					
	25mm		4,399円	255円/㎡				255円/㎡
	40mm		13,294円					
	50mm		25,108円					
	75mm		49,067円					
	100mm		107,981円					
	150mm		150,262円					

口径別徴収内訳

(税抜)

種別	口径	基本料金	従量料金	基本比率	従量比率
一般用	13mm	680,187千円	884,394千円	43%	57%
	20mm	224,462千円	192,824千円	54%	46%
	25mm	43,999千円	154,228千円	22%	78%
	40mm	57,457千円	235,325千円	20%	80%
	50mm	33,042千円	130,047千円	20%	80%
	75mm	29,833千円	128,048千円	19%	81%
	100mm	15,549千円	62,139千円	20%	80%
	150mm	1,803千円	4,687千円	28%	72%
	合計	1,086,331千円	1,791,693千円	38%	62%

使用者モデル別料金比較

(税抜)

モデル	口径	水量	改定前	改定後	改定額	改定率
単身5㎡	13mm	5㎡	1,100円	1,512円	412円	37%
単身平均	13mm	8㎡	1,230円	1,728円	498円	40%
家庭3人	20mm	23㎡	3,925円	4,829円	904円	23%
家庭4人	20mm	30㎡	5,290円	6,019円	729円	14%
中規模A	25mm	200㎡	48,150円	55,399円	7,249円	15%
中規模B	50mm	400㎡	108,310円	127,108円	18,798円	17%
大規模A	100mm	1,200㎡	340,150円	413,981円	73,831円	22%
大規模B	150mm	1,600㎡	479,650円	558,262円	78,612円	16%
単年度予想収益				2,878,024千円		

③各モデルケースの改定率を平均改定率の前後となるよう調整

(税抜)

種別	口径	基本水量	基本料金	従量料金				
				0 ~ 5㎡	6 ~ 10㎡	11 ~ 20㎡	21 ~ 50㎡	51 ~ 100㎡
一般用	13mm	廃止	1,152円	30円/㎡	72円/㎡	180円/㎡	225円/㎡	265円/㎡
	20mm		1,899円					
	25mm		4,399円	265円/㎡				265円/㎡
	40mm		13,294円					
	50mm		25,108円					
	75mm		49,067円					
	100mm		107,981円					
	150mm		150,262円					

口径別徴収内訳

(税抜)

種別	口径	基本料金	従量料金	基本比率	従量比率
一般用	13mm	680,187千円	856,892千円	44%	56%
	20mm	224,462千円	188,552千円	54%	46%
	25mm	43,999千円	160,276千円	22%	78%
	40mm	57,457千円	244,554千円	19%	81%
	50mm	33,042千円	135,147千円	20%	80%
	75mm	29,833千円	133,070千円	18%	82%
	100mm	15,549千円	64,575千円	19%	81%
	150mm	1,803千円	4,870千円	27%	73%
	合計	1,086,331千円	1,787,936千円	38%	62%

使用者モデル別料金比較

(税抜)

モデル	口径	水量	改定前	改定後	改定額	改定率
単身5㎡	13mm	5㎡	1,100円	1,302円	202円	18%
単身平均	13mm	8㎡	1,230円	1,518円	288円	23%
家庭3人	20mm	23㎡	3,925円	4,884円	959円	24%
家庭4人	20mm	30㎡	5,290円	6,459円	1,169円	22%
中規模A	25mm	200㎡	48,150円	57,399円	9,249円	19%
中規模B	50mm	400㎡	108,310円	131,108円	22,798円	21%
大規模A	100mm	1,200㎡	340,150円	425,981円	85,831円	25%
大規模B	150mm	1,600㎡	479,650円	574,262円	94,612円	20%
単年度予想収益				2,874,267千円		

# 第3回 飯塚市上下水道事業経営審議会資料

飯塚市下水道事業の経営戦略及び料金体系の見直し

令和8年1月23日

飯塚市企業局企業管理課

# 目次

## 下水道事業

1 前回の振り返り	3	3 使用料改定の検討手順	10
2 前回審議会での 意見に対する回答	5	4 下水道事業経営に関する基礎知識	12
		5 使用料体系案の検討	15
		6 料金表のシミュレーション	24
		7 浴場用料金について	27
		8 まとめ	29

# 1. 前回の振り返り

前回の審議会では、使用料改定は必要であるものの、使用料改定による利用者への影響を総合的に判断し、使用料改定率について継続審議を行う必要性があるとの結論でした

前回の振り返り(第2回まとめ)

第2回  
まとめ

【料金改定の必要性について】

- ✓ 将来的な終末処理場更新費用確保のため、使用料改定は必要

【料金改定率について】

- ✓ 改定率10%の妥当性について、継続審議
- ✓ 今回の使用料改定の影響を考慮し、判断(料金体系も含めた検討が必要)

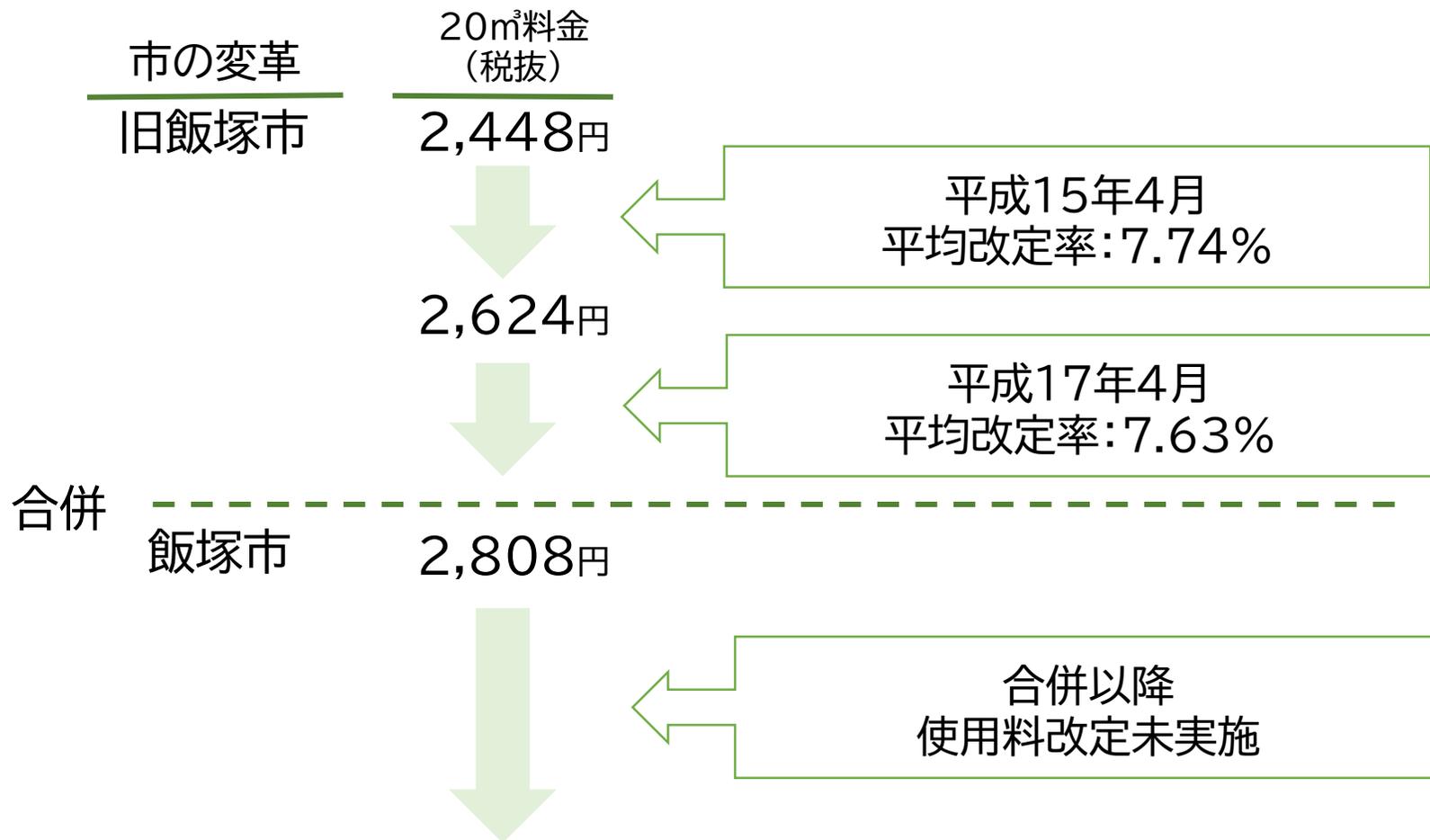
第3回  
予定事項

- ✓ 使用料改定後の使用料体系の設定 等

## 2. 前回審議会での意見に対する回答

下水道事業は合併前の旧飯塚市の一部範囲のみを対象に事業実施しており、合併前は2年に1度使用料改定を実施していますが、合併後は一度も使用料改定を実施していません

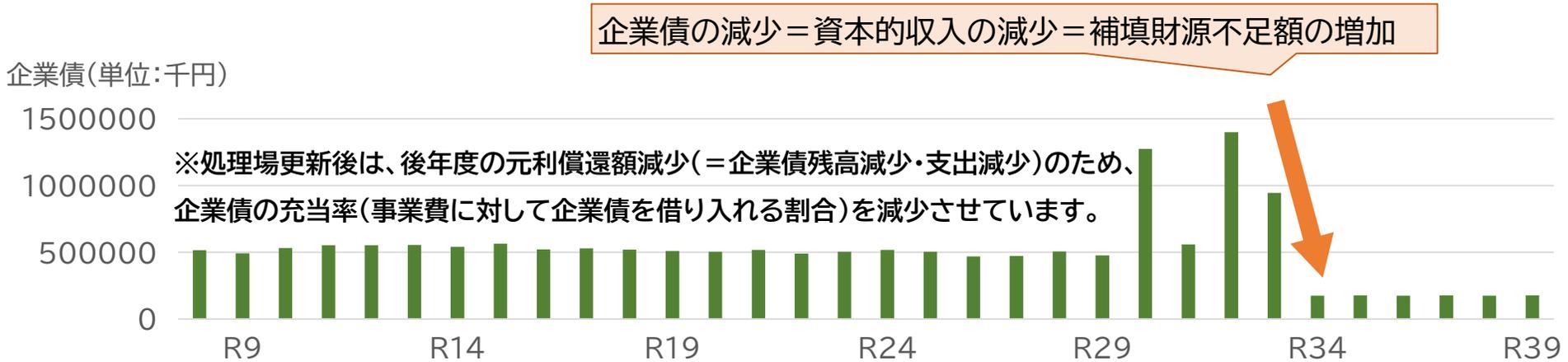
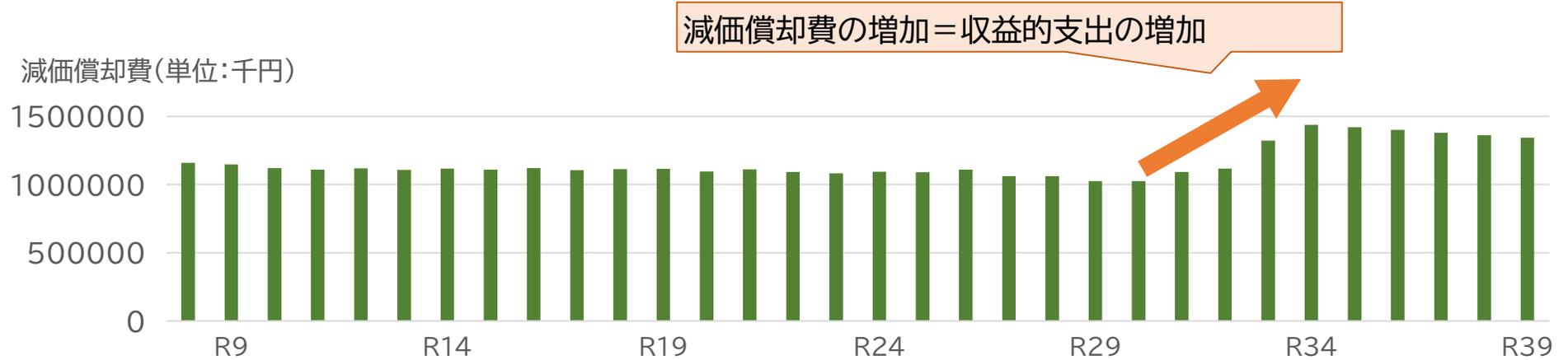
### 下水道使用料(20m<sup>3</sup>/月 使用時の税抜料金)の変遷



・ 出所)公営企業決算統計

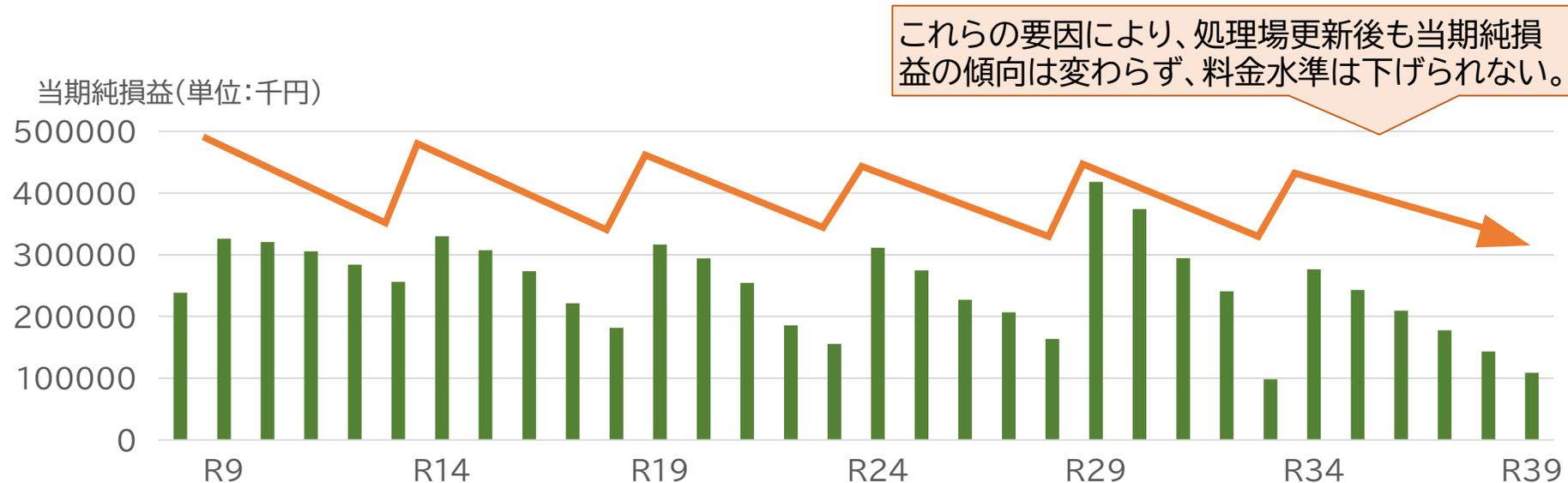
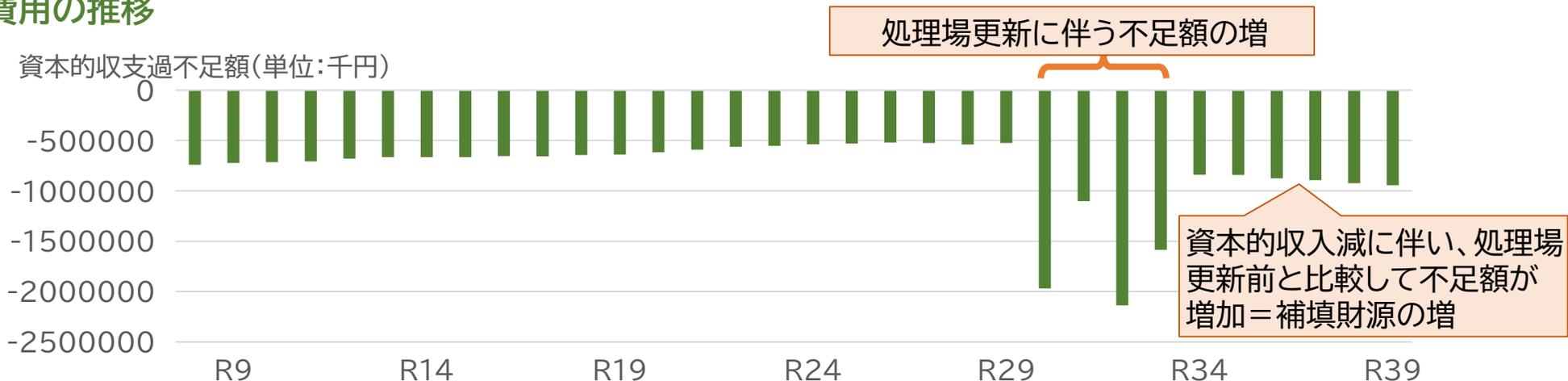
終末処理場の更新後は減価償却費や企業債償還のための費用の増加、一時的に増加した企業債残高を減少させるための企業債充当率の減少により支出が増加する見込みです

### 減価償却費(支出)・企業債(収入)の推移



その結果、終末処理場更新後は補填財源不足額が増加し、経費回収率等の目標達成を前提とした試算では、終末処理場更新以降の料金水準は下がらない見込みです

### 費用の推移



参考までに、水道料金及び下水道料金を他のユーティリティ使用料と比較すると、改定後の料金水準でも低いことが分かります

## 上下水道料金と他ユーティリティ使用料との比較

### ユーティリティ使用料(月額)

電気	ガス	通信	上水道	下水道
10,027	4,109	9,736	2,854	2,538

現状の料金水準

上水道	下水道
3,058	3,089

改定後の料金水準

上水道	下水道
3,731	3,398

- ・ 出所)(電気・ガス・通信)令和6年家計収支編(総務省)の総世帯平均
- ・ 出所)(上水道・下水道)令和6年小売物価統計調査(動向編)における県庁所在地および人口15万人以上自治体の平均、20m<sup>3</sup>使用時

### 3. 使用料改定の検討手順

下水道使用料で賄うべき対象経費を算定し、必要な改定率を算出したあと、経費を分解をして一定の方法で使用者に経費を配賦し、基本使用料と従量使用料を算出します

## 下水道使用料の算定フロー



出典:日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的な考え方2016年度版」平成29年3月10日 3ページを参考に一部加工

## 4.下水道事業経営に関する基礎知識

飯塚市の下水道料金は、使用水量に関わらず負担していただく基本料金と、使用水量に応じて負担していただく従量料金の組み合わせで構成されています(二部使用料制)

## 下水道事業の使用料体系

  : 飯塚市の料金体系

料金体系	逡増型従量料金制(基本料金有)
最終料金改定日	平成17年4月1日 → 合併前の旧飯塚市での改定。合併後料金改定なし

料金体系の大別	用途別	家事用、学校用等使う用途に応じた料金設定
	口径別	メーター口径等使用水量に応じた料金設定 (口径が大きいほど使用可能水量が大きい)
	用途・口径別併用	用途及び口径を併用した料金設定

基本料金・ 従量料金の組立	基本料金	基本水量付	【基本水量】 一定水量を「基本料金」に含む 料金区分
		基本水量なし	
	従量料金	単一型	
		段階別	
		逡減(ていげん)型	

現行の下水道使用料体系は基本料金と従量料金が定められており、使用水量に基づいて使用料が算出されます

### 下水道使用料金体系(1ヵ月あたり)

種別 (口径および用途)	基本水量	二部料金制				
		基本料金	従量水量および従量料金 (1立方メートルにつき)			
用途別 一般用	0~10立方メートル	1,259円	11~20立方メートル 155円	21~50立方メートル 207円	51~100立方メートル 284円	101立方メートル~ 304円
浴場用	0~10立方メートル	1,259円	11立方メートル以上1立方メートルにつき40円			

#### 【飯塚市の料金体系】

本市における現行の使用料体系は以下のとおり。

- ・基本料金:基本水量あり、用途別(一般用/浴場用)
- ・従量料金:逡増型

#### 【使用料の算出方法】(税抜)

一般用 41m<sup>3</sup>/2月使用の場合

$$41 \div 2 = 20.5 (21\text{m}^3 \text{と} 20\text{m}^3 \text{で計算})$$

1月目(21m <sup>3</sup> )	2月目(20m <sup>3</sup> )
1,259円(基本料金) + (20m <sup>3</sup> - 10m <sup>3</sup> ) ×155円 + 1m <sup>3</sup> ×207円 = 3,016円(A)	1,259円(基本料金) + (20m <sup>3</sup> - 10m <sup>3</sup> ) ×155円 = 2,809円(B)

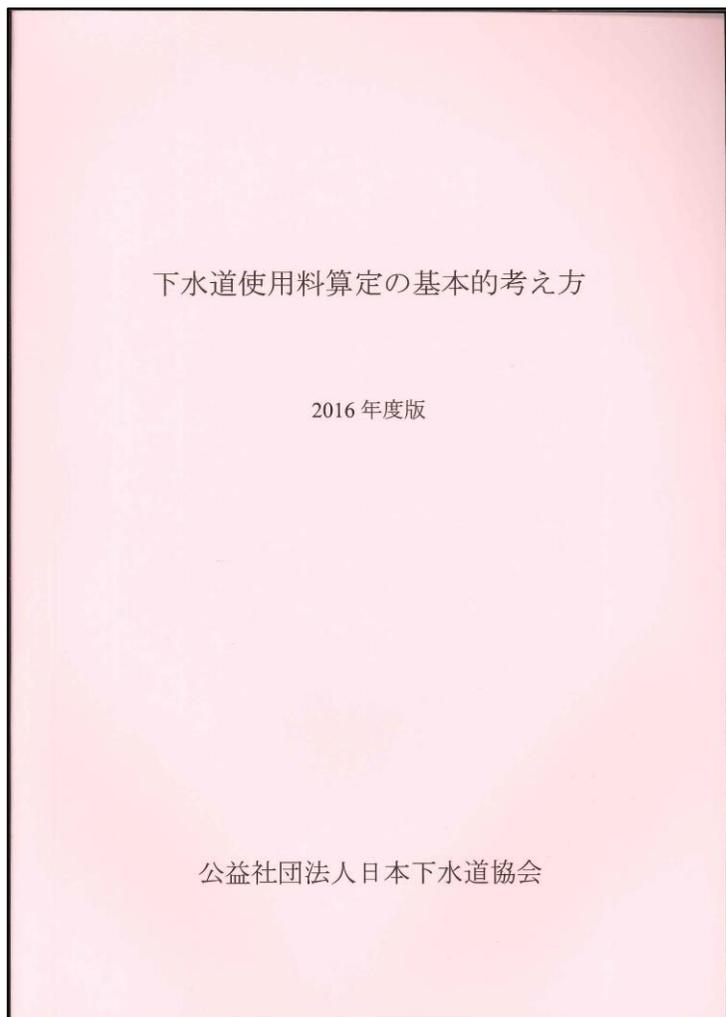
$$(A) + (B) = 5,805 \text{円} (2 \text{月分まとめて請求})$$

- ・ 出所)飯塚市HPより作成

## 5. 使用料体系案の検討

下水道料金表は日本下水道協会が発刊する「下水道使用料算定の基本的考え方」を参考に検討しました

## 「水道料金算定要領」と「下水道使用料算定の基本的考え方」の違い



### 水道料金算定要領

#### 基本水量制の廃止・基本料金重視

節水が進むにつれて基本水量以下の利用者との公平性や固定費に応じた水道料金の回収が困難になりつつある

#### 逦増度の緩和・口径別区分

水源開発が終わり、公衆衛生の普及が達成された中で用途に応じた傾斜的な負担の意義が薄れつつある

### 下水道使用料算定の基本的考え方

#### 基本水量制の廃止・基本料金重視

水道と趣旨は全く同じ

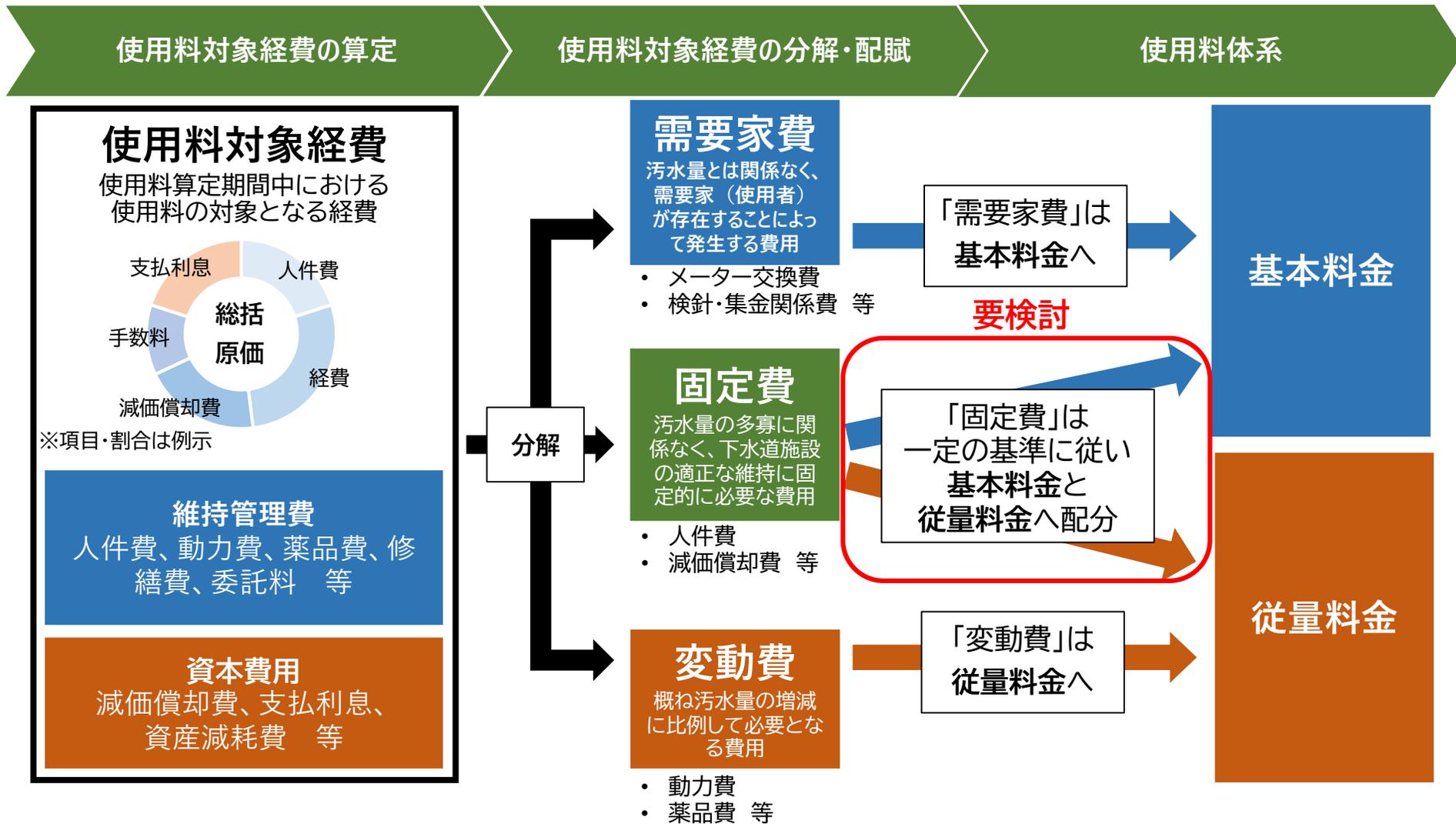
#### 累進制従量料金

大口需要家の需要変動が概して大きいことから、汚水排出量の増加に応じて使用料単価が高くなることを認めている

#### 単一型の基本料金

# 使用料体系を検討するにあたって、総括原価を「需要家費」、「固定費」、「変動費」に分解した後、基本料金及び従量料金に配分します

## 使用料体系の設定の考え方



「下水道使用料算定の基本的考え方」には、固定費の配賦基準は定義されていないため、水道事業と同様の配賦基準を採用します

### 固定費の分解配賦方法

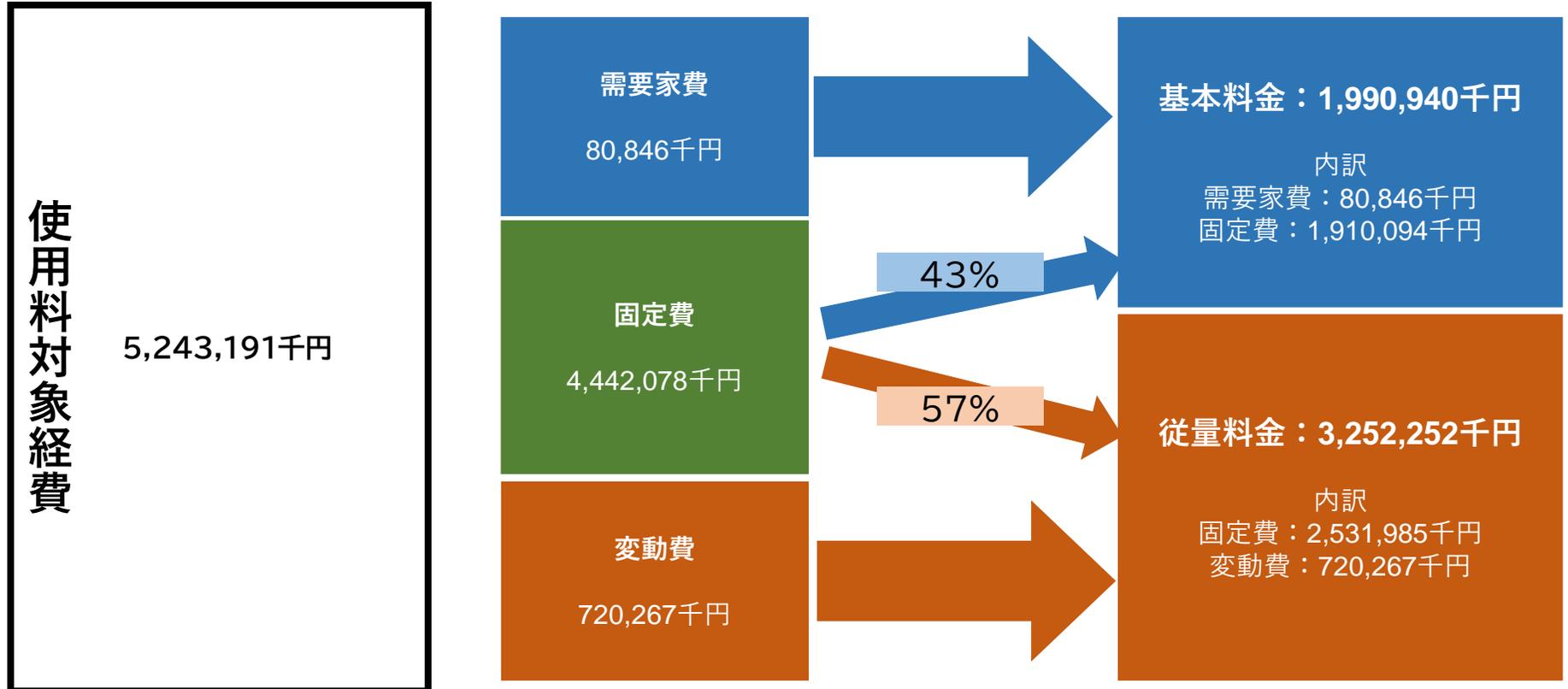
方法	配賦基準		配賦比率	
	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
<u>施設利用率</u>	$100\% - \text{従量料金配賦比率}$	$\frac{\text{1日平均処理水量}}{\text{1日処理能力}}$	<u>43%</u>	<u>57%</u>
令和6年度実績	実績額	実績額	37%	63%

明確な定義がないため、水道と整合した施設利用率を採用します

出所) 令和6年度決算統計、令和6年度実績調定データ

施設利用率による方法に基づき、固定費を基本料金と従量料金に配賦した最終的な結果として基本料金:従量料金=38:62となりました

### 使用料対象経費の配賦結果



使用料対象経費の配賦割合	
基本料金	従量料金
38%	62%

出所)端数処理の関係で合計値が合わない部分が一部あります

基本料金に配賦された費用を算定期間の予定調定回数で除することで基本料金単価を算定しました

## 基本料金の算定

### R9～R13における予定調定回数

項目	0～5m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ～
予定調定回数	351,080回	295,485回	439,750回	272,005回	23,655回
期間合計	<b>1,381,975回</b>				

### 基本料金単価の算定結果

$$\begin{array}{l} \text{基本料金配賦額} \\ 1,990,940 \text{千円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{調定回数} \\ 1,381,975 \text{回} \end{array} \times 1,000 = \underline{\underline{1,440}} \text{円/回}$$

(小数点以下切り捨て)

出所)令和6年度実績×5年間分で調定回数を算出

従量料金のうち変動費分は有収水量で除したm<sup>3</sup>あたりの単価に換算して各水量区画へ均等に割り当て、固定費分については下水道料金算定の基本的考え方に準拠し水量区画ごとの単価を算出し、変動費と併せて従量単価を算定しました

### 従量単価の算定

#### 変動費分

$$\begin{array}{r} \text{変動費} \\ 720,267 \text{千円} \end{array} \div \begin{array}{r} \text{有収水量} \\ 24,403 \text{千m}^3 \end{array} = \underline{29 \text{円/m}^3}$$

#### 固定費分含む従量単価

項目	0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~
変動費分	29円/m <sup>3</sup>				
固定費分	104円/m <sup>3</sup>	92円/m <sup>3</sup>	97円/m <sup>3</sup>	128円/m <sup>3</sup>	76円/m <sup>3</sup>
従量料金単価	<u>133円/m<sup>3</sup></u>	<u>121円/m<sup>3</sup></u>	<u>126円/m<sup>3</sup></u>	<u>157円/m<sup>3</sup></u>	<u>105円/m<sup>3</sup></u>

項目	0~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51~ 100m <sup>3</sup>	100m <sup>3</sup> ~
(参考)現行単価	0円/m <sup>3</sup>	0円/m <sup>3</sup>	155円/m <sup>3</sup>	207円/m <sup>3</sup>	284円/m <sup>3</sup>	304円/m <sup>3</sup>

## 6.料金表のシミュレーション

# 下水道事業の料金表を見直すにあたってはいくつかのポイントがあります

## 現行料金表と改定に向けたポイント

種別 (口径および用途)	基本水量	基本料金	従量水量および従量料金 (1立方メートルにつき)			
一般用	ポイント① 0~10立方メートル	1,259円	ポイント②			
			11~20立方メートル 155円	21~50立方メートル 207円	51~100立方メートル 284円	101立方メートル~ 304円
浴場用	0~10立方メートル	1,259円	ポイント③			
			11立方メートル以上1立方メートルにつき40円			
ポイント④						

ポイント① 基本水量を廃止するかどうか

ポイント② 水量区画をどうするか

ポイント③ 水量区画別の従量単価をどうするか

ポイント④ 浴場用の料金設定をどうするか

# 料金表の改定前後で下水道使用料がどのように変化するかを具体化するため、参考として9種類のユーザーモデルを設定しました

## ユーザーモデル

分類	使用水量 (汚水排出量)	ユーザーイメージ
 単身5m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	高齢単身世帯
 単身8m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>	平均的な単身世帯
 家族3人	23m <sup>3</sup>	ファミリー層
 家族4人	30m <sup>3</sup>	ファミリー層
 中規模A	200m <sup>3</sup>	口径25mmの平均的な使用水量
 中規模B	400m <sup>3</sup>	口径50mmの平均的な使用水量
 大規模A	1200m <sup>3</sup>	口径100mmの平均的な使用水量
 大規模B	1600m <sup>3</sup>	口径150mmの平均的な使用水量
 大規模C	8000m <sup>3</sup>	工水や井戸からの排水も含めた最大級の排水量

# 料金表案の作成にあたっての基本方針を「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠する形で決めました

## 料金表案作成時の基本方針

論点	見直し方針
基本水量	<ul style="list-style-type: none"><li>• 廃止あるいは段階的な従量料金の付与を基本とする</li><li>• 基本水量の水量区画に従量料金を付与する場合、単身世帯やファミリー層への激変緩和措置として安価な従量料金を設定する</li></ul>
水量区画	<ul style="list-style-type: none"><li>• 現行の基本水量を尊重し、0～5m<sup>3</sup>と6～10m<sup>3</sup>を激変緩和として残す</li><li>• 需要の変動に基づき、5～6区画を骨子とする</li></ul>

「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠した料金表を出発点として、令和9年度の予定使用料収入を満たすような料金表を3案試作しました(別添参照)

## 料金表案の解説

番号	基本水量	逓増度	水量区画	解説
①	廃止	1.49	5	「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠した使用表 ▶一定水量以上の利用者は現在よりも料金が安くなり、逆に少量利用者はかなりの負担増となる (参考) 月20m <sup>3</sup> 使用の場合(税込):3,089円→4,367円(+1,278円・約41%)
②	0~10m <sup>3</sup> 維持	1.96	6	基本料金のみ値上げ ▶使用者全体の負担増加額は均一となるものの、改定率でみると不公平が生じる (参考) 月20m <sup>3</sup> 使用の場合(税込):3,089円→3,473円(+384円・約12%)
③	0~5m <sup>3</sup> 維持 6~10m <sup>3</sup> 変動費	1.96	6	激変緩和のために基本水量を一部据え置き、減収分をその他従量単価の値上げで調整 (参考) 月20m <sup>3</sup> 使用の場合(税込):3,089円→3,448円(+359円・約12%)

脚注:基本水量廃止の経過措置として変動費や算定要領が定める最低単価を特別に設定した場合は、これを逓増度の最低単価としては扱っていない

## 7.浴場用料金について

# 料金見直し案として、一般用の料金と整合させる方向で検討しています

## 浴場用料金の改定案

現行	基本料金	~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~
	1,259円	基本水量	40円/m <sup>3</sup>

見直し例	基本料金	~10m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~
	1,440円	基本水量	44円/m <sup>3</sup>

激変緩和措置

採用する料金表の基本料金と整合  
(上記はケース①を採用した場合)

採用改定率と同様の増加率  
(上記は使用料改定率10%の場合)

脚注:現状使用者がいないため、料金改定による影響額等は算出不可

## 8.まとめ

「下水道使用料算定の基本的考え方」に従って作成された料金表案について検討を行いました。

### 第3回のまとめ

	検討方針	料金表の作成
料金体系案の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 固定費の分解配賦方法は、水道との整合を図るため、<u>施設利用率を採用</u>している。</li> <li>✓ 固定費の水量区分別の配賦基準として、<u>需要変動に基づく区分方法を採用</u>している。</li> <li>✓ 料金表の改定前後で下水道使用料がどのように変化するかを具体化するため、<u>需要家を代表するであろう9種類のモデル使用者</u>を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 継続審議が必要であるものの、事務局案の<u>改定率10%をベース</u>に総括原価を設定</li> <li>✓ 「下水道料金の基本的考え方」に準拠した料金表では、<u>基本料金は1,259円から1,440円に値上げ、従量料金の最低単価は155円/㎡から105円/㎡へと値下げ</u>となった。</li> <li>✓ 「下水道料金の基本的考え方」に準拠した料金表を出発点として、利用者への影響を考慮し、<u>令和9年度の予定使用料収入を満たすような料金表を別途2案試作</u>(各料金表案については別添参照)。</li> </ul>
浴場用料金の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 料金見直し案として、基本料金は改定後の料金表と整合させ、従量料金は使用料改定率と同様の増加率とする。</li> </ul>	
第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ これまでの審議結果を踏まえた経営戦略改定案の確認</li> <li>✓ 答申案の確認 等</li> </ul>	

# 本日の審議会で承認いただきたい事項は、下記のとおりです

## 第3回審議会における承認事項

### 料金水準の見直し

#### 料金水準の 検討

✓ 料金改定率は妥当か。

### 料金表案の決定

#### 料金表案の 検討

✓ どのような料金表にするか。

モデル使用者ごとの影響等を踏まえて、  
料金改定率が高い・低い  
⇒条件、目標の見直し、改定率の見直し  
料金体系・料金表の見直し

ケース①「下水道使用料算定の基本的考え方」準拠 (税抜)

種別	基本水量	基本料金	0～5㎡	6～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51㎡～
一般用	廃止	1,440円	133円	121円	126円	157円	105円

利用者モデル別料金 (税抜)

分類	単身5㎡	単身8㎡	家族3人	家族4人	中規模A	中規模B	大規模A	大規模B	大規模C
使用水量	5㎡	8㎡	23㎡	30㎡	200㎡	400㎡	1,200㎡	1,600㎡	8,000㎡
現行料金	1,259円	1,259円	3,430円	4,879円	53,619円	114,419円	357,619円	479,219円	2,424,819円
改定料金	2,105円	2,468円	4,441円	5,540円	24,430円	45,430円	129,430円	171,430円	843,430円
差額	846円	1,209円	1,011円	661円	▲29,189円	▲68,989円	▲228,189円	▲307,789円	▲1,581,389円
改定率	67.2%	96.0%	29.5%	13.5%	▲54.4%	▲60.3%	▲63.8%	▲64.2%	▲65.2%

ケース② 基本料金のみ値上げ (税抜)

種別	基本水量	基本料金	0～5㎡	6～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	100㎡～
一般用	変更なし	1,608円	0円	0円	155円	207円	284円	304円

利用者モデル別料金 (税抜)

分類	単身5㎡	単身8㎡	家族3人	家族4人	中規模A	中規模B	大規模A	大規模B	大規模C
使用水量	5㎡	8㎡	23㎡	30㎡	200㎡	400㎡	1,200㎡	1,600㎡	8,000㎡
現行料金	1,259円	1,259円	3,430円	4,879円	53,619円	114,419円	357,619円	479,219円	2,424,819円
改定料金	1,608円	1,608円	3,779円	5,228円	53,968円	114,768円	357,968円	479,568円	2,425,168円
差額	349円	349円	349円	349円	349円	349円	349円	349円	349円
改定率	27.7%	27.7%	10.2%	7.2%	0.7%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%

ケース③ 基本料金値上げ

・基本水量廃止の経過措置として、6～10㎡に変動費相当額を設定 (税抜)

種別	基本水量	基本料金	0～5㎡	6～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～100㎡	100㎡～
一般用	一部廃止	1,440円	0円	29円	155円	207円	284円	304円

利用者モデル別料金 (税抜)

分類	単身5㎡	単身8㎡	家族3人	家族4人	中規模A	中規模B	大規模A	大規模B	大規模C
使用水量	5㎡	8㎡	23㎡	30㎡	200㎡	400㎡	1,200㎡	1,600㎡	8,000㎡
現行料金	1,259円	1,259円	3,430円	4,879円	53,619円	114,419円	357,619円	479,219円	2,424,819円
改定料金	1,440円	1,527円	3,756円	5,205円	53,945円	114,745円	357,945円	479,545円	2,425,145円
差額	181円	268円	326円	326円	326円	326円	326円	326円	326円
改定率	14.4%	21.3%	9.5%	6.7%	0.6%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%

※基本水量廃止の経過措置として変動費や算定要額が定める最低単価を特別に設定した場合は、これを逡増度の最低単価としては扱っていない

期待収益

料金区分	金額	収入割合	
		配賦時	試算
基本料金	413,781,120円	38%	40%
従量料金	623,312,885円	62%	60%
収入合計	1,037,094,005円		

累進度

項目	最低単価	最高単価	累進度
現行料金	155円/㎡	304円/㎡	1.96
改定料金	105円/㎡	157円/㎡	1.50

期待収益

料金区分	金額	収入割合	
		配賦時	試算
基本料金	462,055,584円	38%	43%
従量料金	617,882,301円	62%	57%
収入合計	1,079,937,885円		

累進度

項目	最低単価	最高単価	累進度
現行料金	155円/㎡	304円/㎡	1.96
改定料金	155円/㎡	304円/㎡	1.96

期待収益

料金区分	金額	収入割合	
		配賦時	試算
基本料金	413,781,120円	38%	39%
従量料金	645,196,125円	62%	61%
収入合計	1,058,977,245円		

累進度

項目	最低単価	最高単価	累進度
現行料金	155円/㎡	304円/㎡	1.96
改定料金	155円/㎡	304円/㎡	1.96